**新型コロナウイルス［地域保健］関係 5.26②**

令和２年５月26日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
地域保健担当理事　蔵並　貴子
宮下　　明

# 新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求の取扱いについて

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公　印　省　略）

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求
（５月提出分及び６月提出分）の取扱いについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求につきましては、本年3月6日（介183）において、本年3月提出分及び 4月提出分の取り扱いについてご連絡させていただいたところです。

今般、厚生労働省より、本年５月提出分及び６月提出分の取り扱いについて事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡においても、前回同様に、請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応として、本年4月サービス提供分（5月提出分）及び5月サービス提供分（6月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能であることが記載されております。また、このような場合においては、請求期日（５月提出分については11日まで）までに事業所所在の国保連に届け出ることとされております。

事　務　連　絡
令和２年５月１日

各 ｛都道府県／指定都市／中 核 市｝介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振　　興　　課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の
請求（５月提出分及び６月提出分）の取扱いについて（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年２年17日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等のため、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について柔軟な対応をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じるものも想定されるところです。

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求等の事務については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る介護報酬等の請求（３月提出分及び４月提出分）の取扱いについて（依頼）」（令和２年３月５日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）により連絡したところですが、令和２年５月提出分及び６月提出分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、貴管内市町村、介護サービス事業所等、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の関係者に対し、適切に周知いただくとともに、対応に遺漏なきようよろしくお願いします。

記

○　請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年４月サービス提供分（５月提出分）及び５月サービス提供分（６提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、原則、請求期日まで(５月提出分については11日まで)に事業所所在の国保連に届け出ること。